

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成28年8月29日から実施する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第6（第15条関係）		別表第6（第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項(農林振興部の副部長(総務担当)及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。)	新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項(農林振興部の副部長(総務担当)及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長、 <u>新津農業振興部長並びに新津農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。)</u>
(略)		(略)	
新潟地域振興局農林振興部副部長(総務担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項(農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業	新潟地域振興局農林振興部副部長(総務担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項(農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長、 <u>新津農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第</u>

	に関する事項に限る。)
(略)	
新潟地域振興局農林振興部 農用地課長	(1) 農地法第49条第1項の規定により当該職員をして立入調査等をさせ、及び同条第3項の規定により土地又は工作物の占有者へ通知すること(巻農業振興部庶務課長の専決事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。) (2)～(4) (略)
(略)	
(略)	
新潟地域振興局巻農業振興部 副部長 (総務担当)	(略)
(略)	
(略)	

	320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。)
(略)	
新潟地域振興局農林振興部 農用地課長	(1) 農地法第49条第1項の規定により当該職員をして立入調査等をさせ、及び同条第3項の規定により土地又は工作物の占有者へ通知すること(巻農業振興部庶務課長及び新潟農業振興部庶務課長の専決事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。) (2)～(4) (略)
(略)	
新潟地域振興局新津農業振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項(新津農業振興部の副部長(総務担当)及び庶務課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、農村振興に関する事項に限る。)
(略)	
新潟地域振興局の巻農業振興部及び新潟農業振興部 副部長 (総務担当)	(略)
(略)	
新潟地域振興局新津農業振興部 庶務課長	(1) 農地法第49条第1項の規定により当該職員をして立入調査等をさせ、及び同条第3項の規定により土地又は工作物の占有者へ通知すること。 (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区(土地改良区連合を含む。)の設立、組織変更及び役員の資格の証明(知事が指定したものを除く。)をすること。
(略)	

